

札幌市の旅館業法に係る制度について

皆様の御意見を募集します。

～パブリックコメント手続の実施について～

意見募集期間
平成30年(2018年)3月19日(月)から 平成30年(2018年)4月17日(火)まで 【必着】

国では、平成29年12月15日に「旅館業法」、平成30年1月31日に「旅館業法施行令」及び「旅館業法施行規則」を改正・公布しました。加えて、厚生労働省通知「旅館業における衛生等管理要領」の改正内容を受け、札幌市では、地域の実情に合わせた内容に変更するため、「札幌市旅館業法施行条例の一部を改正する条例(案)」の概要を取りまとめましたので、広く市民の皆様にお知らせするとともに、御意見を募集いたします。

その後、御意見の概要と御意見に対する市の考え方については、平成30年5月に公表する予定としております。

また、お寄せいただいた御意見を参考に条例案を策定し、平成30年第2回定例市議会に上程する予定です。

この印刷物の内容

- 意見募集要項
- 意見記入シート
- 札幌市旅館業法施行条例の一部を改正する条例(案)の概要

札幌市

市政等資料番号
01-F06-17-2537

意見募集要項

1 意見募集期間

平成30年(2018年)3月19日(月)から平成30年(2018年)4月17日(火)まで【必着】

2 資料の配布場所

- ・市役所本庁舎 市政刊行物コーナー(2階)
- ・保健所生活環境課(中央区大通西19丁目 WEST19 3階)
- ・各区役所 市民部総務企画課広聴係(各区役所)

3 意見の提出方法

次ページの「意見記入シート」に記載の上、下記により御提出ください。

提出方法	提出先
郵送	〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3階 札幌市保健所生活環境課
持参	同上 ※受付時間：平日の8時45分から17時15分まで
ファクス	ファクス番号：011-622-7311
電子メール	メールアドレス：seikatsu-eisei@city.sapporo.jp

※ 電話による御意見の受付には対応しておりませんので、あらかじめ御了承ください。

※ 御意見への個別の回答はいたしません。同じ趣旨の御意見を取りまとめて公表します(御意見などの概要を公表する際には、お名前・御住所は公表いたしません。)

4 お問合せ先

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3階

札幌市保健所生活環境課 電話：011-622-5182

ファクス：011-622-7311

メールアドレス：seikatsu-eisei@city.sapporo.jp

ホームページでも御覧いただけます。

URL <https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f3seikatu/>

[ryokanjourei30.html](https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f3seikatu/ryokanjourei30.html)

意見記入シート

電子メールで御提出いただく場合、様式は自由です。

お名前	
御住所	〒 -

御意見

項目	御意見

※ 御意見の提出に当たっては、お名前・御住所を御記入願います。

※ 御記入いただいた内容は、札幌市個人情報保護条例の規定にしたがって、適正に取り扱います。

御提出・お問合せ先

〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 3 階

札幌市保健所生活環境課 電話：011-622-5182

ファクス：011-622-7311

メールアドレス：seikatsu-eisei@city.sapporo.jp

項目	御意見